

諮問番号：令和２年（情）諮問第１号

事 件 名：特許庁の情報システムに対する検査報告事項案に係る審議過程に関する文書及び国会想定問答の一部開示決定に関する件

諮 問 日：令和　２年　３月１６日

答申番号：答申（情）第６９号

答 申 日：令和　４年　３月　９日

答申書

第１　審査会の結論

「平成９年度から３０年度までの間における特許庁独自の情報システム固有の問題に係る会計検査院の指摘事項（審議の過程で検査報告掲記事項とならなかった案件を含む）に係る検査報告事項案の審議過程が記録された文書（局検査報告委員会、検査報告調整委員会及び検査官会議における議事録（いずれも会議開催年月日及び出席者が分かるもの））及び上記の指摘事項のうち検査報告掲記事項の国会想定問答」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る対象文書として特定された文書から、現検査年次に係る文書を除いた文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「情報公開法」という。）第３条の規定に基づく本件開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和元年７月３１日付け１０普第１０６号により行った一部開示決定について、不開示とした部分の決定の取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書

本件開示請求の一部を不開示とした決定及び不開示理由は、不当かつ違法である。平成９年度から３０年度まで特許庁情報システムに関する基本的事項として、９年頃の元特許庁長官による国有財産たる特許庁保有データからパトリスデータを抜き出し、当該パトリスデータ（当時の譲渡価額約２０億円）を民営化するという国有財産の無断譲渡という財

産犯罪が存在している。これを隠蔽する目的で特許庁システム化が開始されている。したがって、パトリス民営化やこれを隠蔽するためのシステム化は全て明確な財産犯罪であるので、これらに関する犯罪解明のためにも上記不開示部分は、公益上の理由により開示されなければならないものである（情報公開法第7条）。

ア 情報公開請求による開示資料等により判明したパトリス民営化の具体的経緯

9年～10年頃、元特許庁長官と特定法人A理事長間でパトリス民営化に関する契約を締結する。10年3月、元特許庁長官が「特許庁データ販売事業の許可要領」を制定し、いわゆる整理標準化データ施策を始める。整理標準化データの対象となる特許庁データには、5年以前の電子データ、すなわち、行政財産たる国有財産であるパトリスデータは含まれていないが、パトリスデータも特許庁データと同様に特許庁保有データである。

そして、特許庁データを対象として整理標準化データ提供施策（10年4月）及び特許電子図書館（IPDL）（11年3月）が開始され、パトリスデータを対象として民営化がなされ特定会社Bに譲渡された（13年4月）。パトリスが特定会社Bに譲渡されるまでは、特許庁が特定法人Aに特許庁保有データを無償貸与し、特定法人Aが特許庁保有データ全てを占有していたが、当該譲渡により、特定法人Aからパトリスデータが切り離され、特定法人Aは特許庁データのみを占有することになった。

イ 情報公開請求による開示資料等により判明したパトリス民営化後の具体的経緯等

16年10月、特許庁は、「特許庁業務・システム最適化計画」を策定。同月、IPDLが特許庁から独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）に移管。18年12月、特許庁は、特定会社Cと「業務・システム最適化に係る新事務処理システムの設計・開発」の請負契約を締結。21年7月、特定会社Bが東京地裁に民事再生法に基づく再生手続を申し立て、手続開始が決定。22年4月に経済産業省が公表した「経済産業省所管独立行政法人の改革について」や、22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」によると、同年においては、IPDL廃止の構想が存在していたようである。24年1月、特許庁は、特許庁情報システムに関する技術検証委員会の指摘を踏まえ、業務システム最適化に係る新事

務システムの開発を中断した。25年3月、特許庁は最適化計画改定版を公表し、IPDLについては基本方針を踏まえて対応するとされた。INPITは、「独立行政法人工業所有権情報・研修館 平成25年度計画」等において、基本方針及び最適化計画改定版を踏まえ、IPDL事業の廃止後に出願人等のユーザーにインターネットを利用して工業所有権情報を切れ目なく提供する新たな「産業財産権情報提供サービス事業（仮称）」の準備を進め、27年3月末に提供を開始するとした。26年1月、特定会社BがPATOLISの全てのサービスを終了。26年7月、特定会社Dが、清算中の旧特定会社Bからパトリスに関する商標権等を譲り受け、特定会社Dのサイバーパテントデスク2にパトリス資源を含めてサービス開始。27年3月、INPITがIPDLを廃止し、JPLATPATを実施。

ウ 整理標準化データ施策開始、IPDL開始、パトリス民営化及びシステム化失敗の特許庁情報システムに関する犯罪成立性について

(ア) 公式の発表内容

12年11月に開催された特定法人Aの評議員会及び理事会においてパトリスの所有権を特定法人Aから特定会社Bへ移転することを決議した。26年7月、特定会社Bの倒産に伴い、特定会社Dがパトリスに関するデータベースを譲り受けた。

(イ) 真相

審査請求人の特許庁長官への情報公開請求による開示資料等により、次の事実が判明している。

元特許庁長官と特定法人A理事長との間において、パトリスを特定法人Aから特定会社Bに譲渡する又はパトリスを国から特定法人Aに譲渡する等のパトリスの譲渡に関する契約を締結し、この契約によりパトリスの民営化が行われた。なお、特定法人A理事長は、元特許庁総務部長であり、元特許庁長官と特定法人A理事長とは、通産省入省の事務官キャリアの後輩・先輩の関係にある。すなわち、この元特許庁長官と特定法人A理事長間の契約当時、後輩の元特許庁長官が先輩の特定法人A理事長にパトリスを差し出したのである。つまり、事務官キャリア等の天下り先を確保するために、パトリスが売り飛ばされてしまったのである。

パトリスは、国策として開発されたもので、パトリスの所有権は国にあり、パトリスは国有財産であるにもかかわらず、特定法人A理事長は、パトリスの所有権は特定法人Aにあると詐称し、複数の

大企業から特定会社B設立及びパトリス譲受けのための出資金を集め、パトリスの占有を特定法人Aから特定会社Bに移した。26年7月に、特定会社Dがパトリスに関するデータベースを譲り受けた。

(ウ) 罪責に関する問題点

元特許庁長官と特定法人A理事長との間の契約により、特定法人A理事長が自己の占有する国有財産たるパトリスを特定会社Bに移したことになり、国有財産の無断譲渡に該当し、特定法人A理事長には業務上横領罪が成立する。特定法人A理事長は、パトリスの所有権は特定法人Aにあると詐称し、複数の大企業から出資金を集めているので、特定法人A理事長は、複数の大企業との関係で詐欺罪が成立する。

元特許庁長官と特定法人A理事長との間の契約、すなわち元特許庁長官と特定法人A理事長との間の共謀により、上記の業務上横領罪が遂行されたことになり、元特許庁長官には特定法人A理事長の犯罪の共謀共同正犯が成立する。元特許庁長官は、国有財産たるパトリスの無断譲渡により国に損害を与えているので、背任罪の構成要件に該当する。元特許庁長官と特定法人A理事長との間の契約により、すなわち公務員元特許庁長官は特許庁長官としての「職権を濫用して」、部下である特許技監、総務部長、総務課長等の特許庁職員に国有財産たるパトリスの無断譲渡に関する指示を与え実行させたので、元特許庁長官には職権濫用罪が成立する。この実行の際、元特許庁長官の部下である特許技監、総務部長、総務課長等の特許庁職員に「国有財産たるパトリスの無断譲渡に該当する。」旨の認識があった場合は、これらの特許庁職員に元特許庁長官及び特定法人A理事長の犯罪の共犯が成立しうる。

出資をした複数の大企業の知財担当者が、元特許庁長官と特定法人A理事長との間の契約や、パトリスの所有権は本来国にあることや、元特許庁長官と特定法人A理事長の犯意を知っていた場合は、複数の大企業の知財担当者に元特許庁長官及び特定法人A理事長の犯罪の共犯が成立しうるとともに、複数の大企業との関係で会社法上の特別背任罪が成立しうる。

特定会社Bの倒産に伴い、パトリスに関するデータベースを譲り受けた特定会社Dの知財担当者が、元特許庁長官と特定法人A理事長との間の契約や、パトリスの所有権は本来国にあることや、元特許庁長官と特定法人A理事長の犯意を知っていた場合は、特定会社

Dの知財担当者に元特許庁長官及び特定法人A理事長の犯罪の共犯並びに事後従犯たる盗品等有償譲受罪（刑法第256条第2項）が成立しうるとともに、特定会社Dとの関係で会社法上の特別背任罪が成立しうる。

16年策定の最適化施策の内容は、上記のパトリス民営化を物理的に隠蔽する目的でなされたものであるため、各関係者に背任罪等の財産犯罪や職権濫用罪が成立しうる。

パトリス民営化及びシステム化は、財産犯罪に該当することは明確であるため、会計検査院としても会計及び決算の正当性担保のためにも、不開示部分は開示されるべきである。種々の理由を挙げ、前記のとおり審査請求人が開示請求を行った文書について、不開示とすることは違法である。

すなわち、会計検査院は、税金の民主的統制を図るために設けられたもので、今回のようにほとんど全てを不開示とすることは、国民が特許特別会計に関し税金が適正に使用されているか否かを知ることができず、財政民主主義に反するものである。また、これらの文書は、本来、情報公開法第5条第1号イの規定により、本来公開することが予定されているものである。したがって、一部不開示とした部分は取り消されるべきものである。

さらに、税金の使途を明確する旨の公益的理由により開示されるべきである（情報公開法第7条）。

また、会計検査院による会計検査は毎年行われていると判断されるが、本開示決定では特定の1年分しか示されておらず、他の年度の文書も存在しているはずである。これらの資料に関し、文書を特定・保有したのか、特定・保有しなかったのか、を明確にしていきたい。もし、特定・保有したが、保存期間の満了により廃棄した場合は、保存期間、廃棄年月日を明確にしていきたい。また、国立公文書館に移管した場合は、移管年月日を明確にしていきたい。

よって、本件開示請求について、情報公開法第9条第1項の規定に基づきなされた行政文書開示決定処分（10普第106号 令和元年7月31日）を取り消すとともに、不開示部分を開示し、さらなる行政文書を開示すべきである旨の決定を求める。

(2) 意見書

特許庁の保有する国有財産（行政財産）である特許庁保有データのー

部（パトリスデータ）をコピーして、当時の特定法人A理事長が業務上横領し、新たに特定会社Bの取締役社長としてパトリスのサービスを続行して提供し始めた。このパトリスデータは、平成26年に特定会社Dに譲渡されている。上記犯罪に特許庁最高幹部が主体的に関与する形で進められ、現在も犯罪続行中である。

上記パトリス民営化を隠蔽するために開始されたのが、16年からの特許庁最適化施策である。この施策は、従来他社製であった特許庁情報処理システムもパトリス検索システムも、ともに特定会社C製のシステムにすることにより、パトリス民営化に関する物理的痕跡を消滅させることを主要な狙いとしたものである。

29年夏頃ないし秋頃、審査請求人は、元特許庁長官が制定した特許庁データ販売許可要領における明確な犯罪遂行手段（特許庁保有データ＝特許庁データ＋パトリスデータ）を発見し、特許庁長官に対する情報公開法における行政不服審査法に基づく審査請求書でその存在を指摘し始める。

30年3月12日、特許庁が何の予告もなく突然、庁内DBとの共通化により5年以前のテキストデータ（パトリスデータ）をJPLATP ATのDBに加える。

上記国家犯罪の悪質性により、本件不開示部分は全て、公益的理由により開示されるべきものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 原処分

本件開示請求は、平成31年4月15日付けで行われたものであり、これに対し、処分庁は、本件開示請求のうち、現検査年次に係る文書については、情報公開法第8条及び第5条第6号（イ及び柱書き）の規定に基づき不開示決定処分を行い、現検査年次に係る文書を除いたものについては、「開示・不開示に関する審査に時間を要することから、30日以内に開示決定等を行うことができないため」として、情報公開法第10条第2項の規定に基づき開示決定等の期限を延長し、審査請求人に対して、延長後の期限が令和元年8月9日であることを通知した。

(2) 一部開示決定

その後、処分庁は、本件対象文書として、下記の①から③までの文書を特定した。

① 「第5局検査報告委員会審議記録（平成24年分）」（以下「文書

1」という。)

② 「検査官会議議事録（平成24年分）」（以下「文書2」という。）

③ 「平成23年度決算検査報告論点整理資料」（以下「文書3」という。）

そして、処分庁は、本件対象文書について、元年7月31日付けで、下記のア、イ及びウのとおり、一部開示決定を行った。

ア 文書1は、第5局検査報告委員会における特許庁の特定の検査報告事項案に係る審議における出席者等の姓、発言要旨等、その審理・判断に関する情報が記録されているところ、そこに記録された情報のうち、下記の(ア)及び(イ)については、後記3(1)及び(2)の理由により不開示とした。

(ア) 第5局検査報告委員会における特許庁の特定の検査報告事項案の取扱いに関する結論、案件番号、審議内容に関する情報が記録された部分（以下「不開示情報1」という。）

(イ) 特許庁の特定の検査報告事項案に係る第5局検査報告委員会の一部の出席者、覆審委員、覆審幹事及び庶務幹事の姓（以下「不開示情報2」という。）

イ 文書2は、検査官会議に付議された検査報告事項案の件名、議事結果、特許庁の特定の検査報告事項案について、検査官等の出席者が行った審議における発言要旨等、その審理・判断に関する情報が記録されているところ、そこに記録された情報のうち、検査官会議の審議における検査報告事項案の件名、議事結果、特許庁の特定の検査報告事項案に係る審議内容等に関する情報が記録された部分（以下「不開示情報3」という。）については、後記3(3)の理由により不開示とした。

ウ 文書3は、特許庁の特定の検査報告掲記事項において国会議員からの質問が想定される事項について、会計検査院の答弁予定者が当該質問の趣旨に即した適切な答弁を行い、国会質疑の円滑な促進に資するなどのため、同院においてあらかじめ論点を整理し、想定された質問が行われた場合における同院側の答弁に必要と考えられる情報等を整理しておくなどの目的で作成する準備資料であるところ、そこに記録された情報のうち、想定問答に関する情報が記録された部分（以下「不開示情報4」という。）については、後記3(4)の理由により不開示とした。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、上記の一部開示決定を不服とし、元年11月5日付けで、本件審査請求を提起した。

2 審理・判断の過程又は国会答弁準備過程で作成又は取得された文書の一般的な不開示情報該当性

本件対象文書は、特許庁の特定の検査報告事項案について、その審理・判断の過程又は国会答弁準備過程で作成又は取得された文書である。

一般に、審理・判断の過程又は国会答弁準備過程で作成又は取得された文書が開示され、その内容等に関する情報が公になった場合には、次の(1)から(3)までのようなおそれがある。

(1) 会計検査院の正確な事実の把握を困難にするなどのおそれ

一般に、会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法、指摘の端緒等に関する情報については、いずれも検査上の秘密に属する情報であって、これらについては、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な会計検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

したがって、審理・判断の過程又は国会答弁準備過程で作成又は取得された文書に含まれている具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法、指摘の端緒等に関する情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法、指摘の端緒等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、同院の実地検査前に関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠蔽工作等の周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、受検庁に不当に利益を与えるおそれ、同院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるととも、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すなどのおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、捜査機関が行う犯罪捜査等とは異なり、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁の理解及び協力を得て行われるものである。

したがって、会計検査の実施に当たっては、会計検査院が「常時」会

計検査を実施し、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」（会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条第2項）という会計検査の目的を適切かつ効果的に達成するよう、受検庁と一定の協力関係・信頼関係に立つことが必要である。

そして、受検庁においては、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等あるいは国会答弁準備過程で作成又は取得された文書に含まれている検査報告等に掲記されていない検査内容等に関する情報の不公表を前提として同院の会計検査に協力し、各種の検査資料を提出したり、検査内容等に関する相互の率直な意見の交換等を行ったりしている。

したがって、このような情報が公になった場合には、このような情報の不公表に対する特許庁はもとより受検庁一般の信頼を損ね、会計検査院の会計検査に対する受検庁の理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程において、各種の検査資料の円滑な提出に著しい支障を及ぼすおそれや検査内容等に関する同院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、よって、同院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、また、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報は、以後継続される検査過程又は審理・判断の過程における事実関係の把握が十分でない段階の検査内容等が含まれているものである。

したがって、このような情報が公になった場合には、当該情報が会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ、国民一般に誤解を与えて、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

(3) 公正・慎重な審理・判断の確保又は慎重な論点の検討に支障を及ぼすなどのおそれ

会計検査院が検査の結果等を検査報告等に掲記し、公表することは、受検庁に対する社会的非難を招来するなど、多方面に大きな影響を及ぼす場合がある。

よって、検査過程又は審理・判断の過程において、外部の不当な圧力・干渉等を排除し、厳正かつ効果的な会計検査の実施や公正・慎重な審

理・判断を確保する必要があることなどから、会計検査院においては、検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来、不公表としている。

このような未成熟な検査の結果等に関する情報が公になった場合には、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断を確保するために設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過程の意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、また、現在又は将来の同院内部の審理・判断の過程における出席者相互間の自由で率直な意見の交換等に基づく多角的な観点からの公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼし、同院の独立機関としての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、もって、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、審理・判断の過程における会議等の出席者のうち、会計検査院の規程等により会議等に出席することが明らかとなっている者以外の者の姓が公になった場合には、当該会議等に出席して特定の検査報告事項案等に携わった職員が明らかとなり、このような事実が広く一般に知られることとなった場合には、当該年次の審理・判断の過程の終了後であっても、当該職員に対して、当該審議の結果等に対する責任を追及したり、当該審議の内容等に関する情報を得ようとしたりするなどして、外部から不当な圧力・干渉等が加えられるおそれがある。この結果、現在又は将来の検査報告事項案等の審議における出席者の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、もって、会計検査院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、検査報告等に掲記した検査の結果等に係る国会答弁も、多方面に大きな影響を及ぼす場合があることから、答弁内容を公正・慎重に検討する必要がある。しかし、国会答弁準備過程の情報は、実際に国会質問を受ける前の段階において、あらかじめ幅広く論点を想定した上で、検査過程及び審理・判断の過程における情報を含め、必要と考えられる情報等を幅広く収集し整理するとともに、想定上の論点についての暫定的な考え方を整理するなどしたものであって、そのまま答弁に用いるなど公にされることが予定されているものではなく、会計検査院内部で検討中の論点に係る様々な検討内容に係る情報が含まれていることから、

このような同院の公式見解ではない未成熟な情報が公になった場合には、同院内部で検討中の論点に係る未成熟な検討内容が明らかとなり、当該論点に対する同院の考え方について無用な誤解や憶測を招くおそれがあり、その結果、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるほか、実際に国会質問を受けた場合において行われる想定問答の作成作業において、同院内部での率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、もって、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 本件対象文書に記録された情報の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見

(1) 不開示情報1の不開示情報該当性

本件対象文書のうち文書1は、特許庁の特定の検査事項に係る第5局検査報告委員会における審議記録である。そして、当該審議記録に記録された内容のうち不開示情報1は、特許庁の特定の検査事項に係る具体的な検査内容等に関する情報、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報等である。

ア 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

会計検査院は、憲法及び会計検査院法の定めるところにより、国等の会計検査を担当する国の機関であり、また、上記のとおり、文書1は、審理・判断の過程のうち、特許庁の特定の検査事項に係る第5局検査報告委員会における審議記録であり、不開示情報1は、同院が検査を実施した特定の検査事項に係る具体的な検査内容等に関する情報が含まれることから、情報公開法第5条第6号イが規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当する。

そして、不開示情報1が公になった場合には、会計検査院が検査を実施した特定の検査事項に係る具体的な検査内容等に関する情報、検査過程又は審理・判断の過程に関する情報等が明らかにされることとなる。その結果、前記2(1)のとおり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。また、前記2(2)のとおり、現在又は将来の検査過程において、各種の検査資料の円滑な提出に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き））があり、よって、

会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があり、また、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。このほか、前記2(3)のとおり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があり、もって、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（第6号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（第6号柱書き）があり、不開示情報に該当する。

イ 情報公開法第5条第5号該当性

会計検査院は、検査の結果等については、検査過程において作成又は取得した検査資料等も含めて十分な検討を行うとともに、受検庁との間で率直な意見の交換等を行うなどした上で、これを周到かつ慎重な審理・判断の過程に供することとしており、前記のとおり、文書1は、審理・判断の過程のうち、特許庁の特定の検査事項に係る第5局検査報告委員会における審議記録であり、不開示情報1は、受検庁との間で意見の交換等を行った事項、審理・判断の過程における審議内容等が含まれることから、情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当し、次の(ア)から(エ)までのとおり、不開示情報に該当する。

(ア) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(3)のとおり、現在又は将来の会計検査院内部の審理・判断の過程における出席者相互間の自由で率直な意見の交換等に基づく多角的な観点からの公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼし、同院の独立機関としての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより」、審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があり、不開示情報に該当する。

- (イ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(2)のとおり、検査内容等に関する会計検査院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換」が「不当に損なわれるおそれ」があり、不開示情報に該当する。

- (ウ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(1)のとおり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより」、「特定の者に不当に利益を与え」る「おそれ」があり、不開示情報に該当する。

- (エ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(2)のとおり、国民一般に誤解を与えて、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」又は「特定の者に不当に」「不利益を及ぼすおそれ」があり、不開示情報に該当する。

(2) 不開示情報2の不開示情報該当性

本件対象文書のうち文書1は、前記のとおり、特許庁の特定の検査報告事項案に係る第5局検査報告委員会における審議記録である。そして、当該審議記録に記録された内容のうち不開示情報2には、第5局検査報告委員会の一部の出席者、覆審委員、覆審幹事及び庶務幹事の姓が記録されている。

そのため、不開示情報2は情報公開法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報及び情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関」の「内部」における「審議、検討又は協議に関する情

報」に該当する。

そして、文書1で姓が開示されている者は、会計検査院法施行規則（昭和22年会計検査院規則第4号）第9条第4号の規定に基づき事務総長が制定した「検査報告等に関する事務処理要領」（平成21年6月8日会計検査院事務総長。以下「事務処理要領」という。）において局検査報告委員会の委員となることが官職を指定することにより定められているなどして、特定の検査報告事項案等に携わったことが明らかであることから姓を開示しているが、文書1で姓を不開示とした者は、局長が必要と認めた場合に、その指名により審議に携わることとなった者であり、当該職員が特定の検査報告事項案等に携わったことは明らかとなっていない。

当該不開示部分が公になった場合には、前記2(3)のとおり、当該職員に対して、外部から不当な圧力・干渉等が加えられるおそれがある。この結果、現在又は将来の検査報告事項案等の審議における出席者の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）があり、もって、会計検査院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）があることから、当該情報は不開示情報に該当する。

(3) 不開示情報3の不開示情報該当性

本件対象文書のうち文書2は、特許庁の特定の検査事項に係る検査官会議における議事録である。そして、当該議事録に記録された内容には、特許庁の特定の検査事項に係る具体的な検査内容等に関する情報、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報等が記録されている。

ア 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

会計検査院は、国等の会計検査を担当する国の機関であり、また、上記のとおり、文書2は、審理・判断の過程のうち、特許庁の特定の検査事項に係る検査官会議における議事録であることから、不開示情報3は、情報公開法第5条第6号イが規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当する。

そして、不開示情報3が公になった場合には、前記3(1)アと同様のおそれがある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にす

るおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見
を困難にするおそれ」(第6号イ)及び「当該事務」の「性質上」、「当
該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」(第6号柱書き)が
あり、不開示情報に該当する。

イ 情報公開法第5条第5号該当性

前記のとおり、文書2は、特許庁の特定の検査事項に係る検査官会
議における議事録であり、不開示情報3は、不開示情報1と同様に、
受検庁との間で意見の交換等を行った事項、審理・判断の過程におけ
る審議内容等が含まれることから、情報公開法第5条第5号が規定す
る「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議
に関する情報」に該当し、このような情報が開示された場合には、前
記3(1)イと同様のおそれがある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公
にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不
当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又
は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」があ
り、不開示情報に該当する。

(4) 不開示情報4の不開示情報該当性

本件対象文書のうち文書3は、特許庁の特定の検査報告掲記事項に関
し、将来、国会答弁を作成するなどの場合に備えた準備資料として、実
際に国会質問を受ける前の段階である国会答弁準備過程において、当該
事項についてあらかじめ幅広く論点を想定した上で、必要と考えられる
情報等を幅広く収集し整理するとともに、想定上の論点についての暫定
的な考え方を整理するなどして作成したものである。そして、当該準備
資料には、特許庁の特定の検査事項に対する具体的な検査内容等の検査
上の秘密に属する情報、検査報告等に掲記されていない検査内容等に關
する情報、暫定的な考え方等が記録されており、これらの情報は、あく
まで実際の国会質問に備えて検討中の論点に係る様々な検討内容に係る
情報である。

ア 情報公開法第5条第6号(イ及び柱書き)該当性

会計検査院は、国等の会計検査を担当する国の機関であり、不開示
情報4は、同院が検査を実施した特定の検査事項に係る具体的な検査
内容等の検査上の秘密に属する情報が含まれることから、情報公開法
第5条第6号イが規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」
に関する情報に該当する。

そして、不開示情報4が公になった場合には、具体的な検査内容等の検査上の秘密に属する情報が明らかにされることにより、前記2(1)のとおり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ(情報公開法第5条第6号イ)があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ(情報公開法第5条第6号柱書き)がある。また、前記2(2)のとおり、現在又は将来の検査過程において、各種の検査資料の円滑な提出に著しい支障を及ぼすおそれ(情報公開法第5条第6号(イ及び柱書き))があり、よって、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ(情報公開法第5条第6号イ)があり、また、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ(情報公開法第5条第6号柱書き)がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(第6号イ)及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」(第6号柱書き)があり、不開示情報に該当する。

イ 情報公開法第5条第5号該当性

文書3には、特許庁の特定の検査事項に係る具体的な検査内容等の検査上の秘密に属する情報、検査報告等に掲記されていない検査内容等に関する情報、想定上の論点についての暫定的な考え方等が記録されており、これらの情報は、あくまで実際の国会質問に備えて会計検査院内部において検討中の論点に係る様々な検討内容に係る情報である。そして、不開示情報4は、受検庁との間で意見の交換等を行った事項、会計検査院内部における検討内容等が含まれることから、情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「検討又は協議に関する情報」に該当し、次の(ア)から(ウ)までのとおり、不開示情報に該当する。

(ア) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(3)のとおり、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれ(情報公開法第5条第5号)があるほか、実際に国

会質問を受けた場合において行われる想定問答の作成作業において、会計検査院内部での率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」又は「特定の者に不当に」「不利益を及ぼすおそれ」があり、不開示情報に該当する。

(イ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(1)のとおり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号に規定する「公にすることにより」、「特定の者に不当に利益を与え」る「おそれ」があり、不開示情報に該当する。

(ウ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(2)のとおり、検査内容等に関する会計検査院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号に規定する「公にすることにより」、検査過程又は国会答弁準備過程における「率直な意見の交換」が「不当に損なわれるおそれ」があり、不開示情報に該当する。

(5) 審査請求人の主張について

ア 情報公開法第5条第1号イ該当性について

審査請求人は、本件対象文書は、「本来、情報公開法第5条第1号イの規定により、本来公開することが予定されているものである。」旨主張する。

会計検査院を含む各行政機関に所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の当該職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、各行政機関の申合せ（「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ））により、特段の支障の生ずるおそれがある場合（①氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合）を除き、

情報公開法第5条第1号ただし書イが規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして、公にすることとなっている。

しかし、前記3(2)のとおり、不開示情報2が公になった場合には、当該職員に対して、外部から不当な圧力・干渉等が加えられることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）があり、もって、会計検査院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。

イ 情報公開法第7条該当性について

審査請求人は、「パトリス民営化やこれを隠蔽するためのシステム化は全て明確な財産犯罪であるので、これらに関する犯罪解明のためにも上記不開示部分は、公益上の理由により開示されなければならないものである（情報公開法7条）」、「税金の使途を明確する旨の公益的理由により開示されるべきである（情報公開法7条）」旨主張する。

しかし、前記3(1)から(4)までのとおり、不開示情報1から不開示情報4までが公になった場合には、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするなどのおそれがあり、情報公開法第7条の規定を適用して不開示情報1から不開示情報4までを開示することに、これらの不利益を上回る利益があると認めるに足るだけの公益上の必要性が特にあるとは認められず、情報公開法第7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

ウ 本件対象文書の特定について

審査請求人は、「会計検査院による会計検査は毎年行われていると判断されるが、本開示決定では特定の1年分しか示されておらず、他の年度の文書も存在しているはずである。」旨主張する。

しかし、特許庁の検査を所掌している課等において本件開示請求の対象である「平成9年度から30年度までの間における特許庁独自の情報システム固有の問題に係る会計検査院の指摘事項（審議の過程で検査報告掲記事項とならなかった案件を含む）に係る検査報告事項案の審議過程が記録された文書（局検査報告委員会、検査報告調整委員会及び検査官会議における議事録（いずれも会議開催年月日及び出席者が分かるもの））及び上記の指摘事項のうち検査報告掲記事項の国会想定問答」のうち、現検査年次に係る文書を除いたものについて探

索及び特定を行ったところ、会計検査院では本件で処分庁が特定したもの以外の文書を作成・取得しておらず、保有していなかったことから、審査請求人による本件開示請求に当たり本件対象文書を特定した処分庁の判断は妥当と認められる。

(6) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件一部開示決定は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年 3月16日 諮問書の収受
- ② 同年 7月 7日 諮問庁から意見書を収受
- ③ 同年 8月 5日 審議
- ④ 同年10月 6日 審議
- ⑤ 同年12月15日 諮問庁の職員（会計検査院第5局経済産業検査第1課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 令和3年 2月 1日 審査請求人から意見書を収受
- ⑦ 同年 3月 8日 審議
- ⑧ 同年 6月 3日 審議
- ⑨ 同年 8月23日 審議
- ⑩ 同年11月11日 審議
- ⑪ 令和4年 1月17日 審議
- ⑫ 同年 3月 7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、平成31年4月に行われた本件開示請求に対し、処分庁が本件対象文書を開示請求の対象文書として特定した上で、令和元年7月に本件対象文書の一部である本件不開示部分を不開示とする決定を行った事案に係るものである。そして、同年11月に審査請求人より、この処分に対する審査請求が申し立てられたことから、2年3月に諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 本件対象文書について

本件対象文書のうち文書1は、平成24年に開催された特許庁の特定の

検査報告事項案に係る第5局検査報告委員会の審議記録、文書2は、同事項案に係る検査官会議の議事録、文書3は、平成23年度決算検査報告に掲記された特許庁の特定の検査報告事項について、国会議員から質問が想定される事項に関する論点を整理するなどした準備資料である。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による搜索、差押えとは異なり直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対して、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、口頭での説明を求めたり、意見交換を行ったりすることに加え、各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因を究明し、実効性のある是正改善方策を追求することなどを図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議

等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁からの信頼

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るといふ会計検査の目的を果たすためには、一定の信頼関係・協力関係が必要であると考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、各段階における慎重な審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等としているというのが会計検査院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要と認められる。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、受検庁においては、特定の検査事項に関する検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、会計検査院への資料の提出等を行っているものと認められる。

このような受検庁の会計検査院に対する信頼を前提とした、検査過程及び会計検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱いは、同院と受検庁との間での現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

4 不開示情報該当性について

上記1から3までの事情を前提に、以下のとおり、本件対象文書の不開示情報該当性を検討することとする。

(1) 第5局検査報告委員会審議記録の不開示情報該当性（不開示情報1及び不開示情報2関係）

ア 局検査報告委員会審議記録の内容・性質

局検査報告委員会審議記録は、事務処理要領に基づき作成されることとなっており、「問題点及び審議結果」という項目名に続く部分において、特定の検査報告事項案等に関する局検査報告委員会における発言要旨等、すなわち、各会議における審議の中で問題となった点及びそれに関する出席者の意見等が原則として一問一答形式で具体的かつ詳細に記載されているほか、審議記録の冒頭部分等において、可決、不問、保留といった当該検査報告事項案等の取扱いに関する各会議の結論という審理・判断の内容が記録されたものである。

本件審議記録は、本件検査報告事項案に係る第5局検査報告委員会の審議の内容、同事項案の取扱いに関する結論が記録されているほか、審議記録の冒頭部分には、当該事項案の案件番号、提案課名、当該会議の名称、開催日、出席者等の当該会議の開催に関する事項等が記載されている。これらのうち、提案課名、会議の名称、開催日、事務処理要領において委員（委員長を含む。以下同じ）となる者としてあらかじめその官職が指定されている者（以下「指定委員」という。）等の肩書・姓等は、既に本件一部開示決定で開示されている。

イ 不開示情報1の不開示情報該当性

(ア) 審議の内容及び検査報告事項案の取扱いに関する結論が記載された部分について

- a 前記3(2)のとおり、会計検査院では、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。局検査報告委員会も、その過程の一段階であり、同委員会がその機能を十分に果たすためには、その審議過程における外部の不当な圧力・干渉等を排除し、会議の出席者の自由かつ率直な討議を保障することが不可欠である。

審議の内容等が記載された部分が公になると、会議の出席者に、外部の不当な圧力・干渉を招来するおそれがあるほか、自己の発言によりその責任が追及されたり、関係者に何らかの影響が及んだりすることなどに対する危惧の念を生じ、出席者の発言に心理的抑制が働くおそれがある。そして、これらの結果、会議における自由かつ率直な討議や公正中立な意思決定に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、審議の内容等に関する情報は、本件検査報告事項案を審議する第5局検査報告委員会の会議という情報公開法第5条第5号に規定する国の機関の内部における審議、検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

- b 審議の内容等に記載されている情報は、局検査報告委員会段階の審議の内容等であって、それ以降の審理・判断の過程における慎重な審議及び最終的な検査官会議の議決を経ていない未成熟な情報である。

これらの情報が公になると、前記3(4)で述べた会計検査院における受検庁からの検査過程及び審理・判断の過程の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれるおそれがあり、その場合には、今後の検査の実施に当たり、検査過程における同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、本件検査事項の検査に直接関係する受検庁に対してのみ生ずるものではなく、現在又は将来における他の受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程及び審理・判断の過程における未成熟な情報の内容が公にされたという事実をとらえ、検査過程及び審理・判断の過程の不公表の取扱いに対する制度的信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

前記3(4)のとおり、会計検査院と受検庁とは、一般に、検査を実施する者と検査を受ける者という立場で常に緊張関係にある。そして、検査の結果等が検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、受検庁により不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情を考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があるものと考えられる。

前記3(1)のように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するだけでなく、その真の

発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

よって、受検庁との間における十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障を生ずるおそれがあると認められる。

さらに、審議の内容等においては、本件検査報告事項案の内容やその説明資料の内容が具体的かつ詳細に記載されているため、これらの情報からは、本件検査報告事項案の検査の着眼点、検査手法等を推知することができるほか、会計検査院が検査報告事項案等に記述されている事実関係やその評価、所見等をどのような資料に基づいて認定又は取りまとめているかを端的に読み取ることができる。そして、そこからは、現在又は将来において会計検査院が同種又は類似の事態の検査を行う場合における検査の着眼点、同院が必要とし、収集、使用するであろう資料の内容・性質等を含む検査手法、検査結果の取りまとめのノウハウ等を推測することも可能となると認められる。

よって、これらの情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、受検庁等において、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの審議の内容等に関する情報は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

以上 a、b のことから、本件審議記録に記載されている審議の内容等に関する情報は、情報公開法第5条第5号及び第6号イに該当すると認められるので、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認めら

れる。

(イ) 案件番号が記載された部分について

案件番号は、会計検査院における審理・判断に付すべく提案された検査報告事項案等の1件ごとに付されるものであり、当該検査報告事項案等を提案した局及び課を示す番号、当該課における提案順を示す番号及び当該検査報告事項案等が意見表示又は処置要求、不当事項等の様々な指摘等の態様のうちのいずれのものであるかを示す番号で構成されている。そして、これらの案件番号は、一体として、当該検査報告事項案等を特定するために使用されている。

本件検査報告事項案の案件番号からは、審理・判断の過程における局検査報告委員会時点において、本件検査報告事項案がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを読み取ることができる。そして、ある検査事項に関する検査の結果等が最終的にいずれの態様の指摘等とされるかは、審理・判断の過程における各審議の結果により変更される場合があることから、指摘等の態様の改変を読み取ることのできるこのような情報は、審理・判断の過程における慎重な審議及び最終的な検査官会議の議決を経ていない未成熟な情報である。

これらの情報が公にされると、前記(ア) bと同様に、会計検査院における受検庁からの検査過程及び審理・判断の過程の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれ、今後の検査の実施に当たり、同院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障を生ずるおそれがあると認められる。

したがって、案件番号に関する情報は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるので、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

ウ 不開示情報2の不開示情報該当性

本件審議記録には、会議の開催に関する事項として、委員の職名又は姓及び職名が記載されている委員の出欠、覆審委員及び覆審幹事の姓並びに庶務委員及び庶務幹事の姓が記載されている。

これらのうち、委員については、事務処理要領において、指定委員

と、当該局内の課長、統括調査官等の中から局長の指名により事務総長が任命する者（以下「指名委員」という。）の2種類がある。そして、指名委員については、局長が必要と認めた場合に、その指名により委員会に出席して、検査報告事項案等の審議に当たることとされている。本件審議記録において、指定委員については、その職名のみ又は職名と姓が記載されるとともにそれらの出欠が記載されており、事務処理要領により、これらの者が本件検査報告事項案の審議に委員として携わっていることは明らかであることから、当該記載は既に本件一部開示決定で開示されている。また、指名委員については、その姓と委員という肩書が記載されており、当該肩書は既に本件一部開示決定で開示されている。一方、指名委員の姓を開示した場合、特定の職員が本件検査報告事項案の審議に委員として携わっている事実が新たに明らかになることとなる。そして、特定の検査報告事項案等の審議に委員として携わった職員が広く一般に知られることとなった場合には、当該年次の審理・判断の過程の終了後であっても、当該職員に対して、当該審議の結果に対する責任を追及したり、当該審議の内容等に関する情報を得ようとしたりするなどして、外部から不当な圧力・干渉が加えられるおそれがある。この結果、審議の内容等に関する情報が外部に流出してしまった場合に翌年次以降の検査報告事項案等の審議における出席者の自由かつ率直な討議や公正中立な意思決定に支障が生ずるおそれがあることはもちろん、情報が流出しなかった場合でも、当該職員が、このような圧力・干渉を受けることを懸念して、翌年次以降の審議において指名委員等として自由かつ率直な討議を行うことなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

覆審委員及び覆審幹事については、事務処理要領によれば、覆審委員は当該局内の総括副長及び副長の中から、覆審幹事は当該局内の総括副長及び副長を除く調査官等の中から、それぞれ局長の指名により事務総長が任命するものである。そして、これらの覆審委員及び覆審幹事は、局長から送付されるなどした検査報告事項案等の審査又は調査に当たったり、当該検査報告事項案等が付議される委員会に出席して意見を述べたりすることとされている。したがって、覆審委員及び覆審幹事の姓を開示した場合、特定の職員が本件検査報告事項案の審理に覆審委員又は覆審幹事として携わっている事実が新たに明らかになる。そして、その結果、当該職員に対して外部から不当な圧力・干渉が加えられ、翌年次以降の検査報告事項案等の審議に支障が生ずる

おそれがあることについては、指名委員の場合と同様であると認められる。

庶務委員及び庶務幹事については、事務処理要領によれば、庶務委員は当該局の監理官付の総括副長又は副長である者の中から、庶務幹事は覆審幹事と同様に当該局内の総括副長及び副長を除く調査官等の中から、それぞれ局長の指名により事務総長が任命するものである。そして、これらの庶務委員及び庶務幹事は、会議の庶務を担当することとされている。このうち、庶務委員の姓については、監理官付の総括副長又は副長に該当する者は通常2名程度にすぎず、どの職員が庶務委員であるかは、相当程度特定されていることから、既に本件一部開示決定で開示されている。一方、庶務幹事の姓を開示した場合、特定の職員が本件検査報告事項案の審理に庶務幹事として携わっている事実が新たに明らかになることとなる。庶務幹事は、会議の庶務を担当するにとどまるとはいえ、当該検査報告事項案等が付議される委員会に出席し、その議事を記録する職務にあることから、審議の内容及びその結果等を詳細に知る立場にある。このため、当該職員に対して、当該審議の内容等に関する情報を得ようとするなどして、外部から不当な圧力・干渉が加えられるおそれがある。そして、この結果、審議の内容等に関する情報が外部に流出してしまった場合に翌年次以降の検査報告事項案等の審議における出席者の自由かつ率直な討議等に支障が生ずるおそれがある点については、指名委員、覆審委員及び覆審幹事の場合と同様であると認められる。

以上のことから、本件審議記録に記載されている出席者名等に関する記載のうち、指名委員、覆審委員、覆審幹事及び庶務幹事の姓に関する情報は、本件検査報告事項案を審議する局検査報告委員会及びそれに先立って行われる同事項案の審査という情報公開法第5条第5号に規定する国の機関の内部における審議、検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(2) 検査官会議議事録の不開示情報該当性（不開示情報3関係）

ア 検査官会議議事録の内容・性質

検査官会議議事録は、検査官会議議案等整理規程（昭和36年1月30日会計検査院事務総局規程第1号）に基づき作成されることとな

っており、特定の検査報告事項案等を審議した検査官会議における各検査官の意見、検査官相互間の意見交換又は検査官と事務総局の出席者との間の質疑応答等の審議の内容が発言順に記載され、合わせて議事結果（可決等）という審理・判断の内容が記録されたものである。

本件検査官会議議事録は、本件検査事項案に係る審議の内容、議事結果が記録されているほか、議事録の冒頭には、検査官会議の開催年月日、出席者、開始・終了時刻、議案番号、検査報告事項案等の件名、指摘等の態様、案件番号、議事結果等が、また、各議事の冒頭部分には、指摘等の態様、案件番号、検査報告事項案等の件名、議事結果が記載されている。これらのうち、議事録の冒頭の検査官会議の開催年月日、出席者、開始・終了時刻、議案番号等は、既に本件一部開示決定で開示されている。

イ 不開示情報 3 の不開示情報該当性

(ア) 検査官会議における審議の内容及び各議事の冒頭にある議事結果が記載された部分について

検査官会議は、会計検査院の意思決定機関であって、検査執行機関である事務総局に対する指揮監督、検査の結果等に対する最終的な審理・判断を行う機関である。そして、検査官会議がその機能を十分に果たすためには、その審議過程における外部の不当な圧力・干渉等を排除し、会議の出席者の自由かつ率直な討議を保障することが不可欠である。

審議の内容等が記載された部分が公になると、前記(1)イ(ア) a と同様に、会議における自由かつ率直な討議や公正中立な意思決定に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、審議の内容等に関する情報は、本件検査報告事項案を審議する検査官会議という情報公開法第5条第5号に規定する国の機関の内部における審議、検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

また、審議の内容等に記載されている情報は、検査官会議の審議の内容等であって、最終的な検査官会議の議決を経ていない未成熟な情報である。

よって、これらの情報が公になると、前記(1)イ(ア) b と同様に、会計検査院における受検庁からの検査過程及び審理・判断の過程の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれ、受検庁との間における十

分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じた場合には、同院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

さらに、これらの情報からは、本件検査報告事項案の検査の着眼点、検査手法等を推知することなどができる。

よって、これらの情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記(1)イ(ア)と同様に、受検庁等において、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの審議の内容等に関する情報は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

以上のことから、本件検査官会議議事録に記載されている審議の内容等に関する情報は、情報公開法第5条第5号及び同条第6号イに該当すると認められるので、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 各議事の冒頭に記載されている検査報告事項案の件名等について

各議事の冒頭には、審議の対象となっている特定の検査報告事項案の件名、指摘等の態様、案件番号が記載されている。

件名は、検査報告事項案の検査官会議審議時の件名であって、同事項案に係る検査の対象事項や問題の所在を端的に表象したものとなっており、審理・判断の過程において改変されることのあり得る未成熟な情報である。また、件名からは、本件検査報告事項案がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを読み取ることから、この情報が公になると、前記(1)イ(イ)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

そして、指摘等の態様は、上記件名と同様に、審理・判断の過程において改変されることのあり得る情報であり、かつ、本件検査報告事項案がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを端的に読み取ることができることから、この情報が公になると、

前記(1)イ(イ)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、案件番号は、局検査報告委員会審議記録に記載されている案件番号と同一の記載であり、この情報が公になると、前記(1)イ(イ)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報はいずれも情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(ウ) 検査官会議議事録の冒頭に記載されている検査報告事項案等の件名等について

議事録の冒頭には、本件検査報告事案を含む審議の対象となっている複数の検査報告事項案等の件名が指摘等の態様、案件番号とともに記載されており、また、これらの議事結果がそれぞれ記載されている。

件名は、上記(イ)の各議事の冒頭に記載されている件名と同一の記載であり、この情報が公になると、上記(イ)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

そして、指摘等の態様と案件番号も、上記(イ)の各議事の冒頭に記載されている指摘等の態様と案件番号と同一の記載であり、これらの情報が公になると、上記(イ)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報はいずれも情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

また、議事結果は、前記(ア)の議事録中の議事結果部分と同一の記載であり、この情報が公になると前記(ア)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められることから、情報公開法第5条第5号及び第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(3) 平成23年度決算検査報告論点整理資料の不開示情報該当性（不開示情報4関係）

ア 検査報告論点整理資料の内容・性質

検査報告論点整理資料は、検査報告掲記事項に関して、国会議員から会計検査院に対して質問が行われることを想定して、当該質問に対する答弁案を速やかに作成できるようにするため、毎年度、同院の総務課が検査課等に作成を依頼して取りまとめている準備資料であり、検査報告掲記事項ごとに、その概要説明、想定問答等が記載されたものである。

本件検査報告論点整理資料には、平成23年度決算検査報告に掲記

された特許庁の特定の検査報告掲記事項に関して、国会議員に対する答弁案を作成することを前提として、同事項に関する詳細な説明事項のほか、検査課等の担当者が同事項の論点となり得る事項について、会計検査院として把握する必要があると判断した内容が記載されており、同事項に係る発見の端緒、不適切な事態が発生した原因分析、受検庁における今後の是正方策、対応方針のほか、同事項における指摘の是非や検査過程における問題点等が想定問答の形式で、冒頭の同事項の件名等に続いて記載されている。これらのうち、論点整理資料の冒頭に記載されている本件検査報告掲記事項の件名、担当課名、指摘等の態様、検査報告掲記ページ等は、既に本件一部開示決定で開示されている。

イ 不開示情報4の不開示情報該当性

本件検査報告論点整理資料のうち、想定問答に関する情報が記録された部分については、本件検査報告掲記事項に関する内容の詳細な説明事項のほか、同事項に係る発見の端緒、不適切な事態が発生した原因分析、受検庁における今後の是正方策、対応方針等が多面的かつ詳細に記載されている。

このため、当該年度における会計検査は既に終了しているものの、これらの情報からは、検査過程における本件検査報告掲記事項の検査の着眼点、検査手法等を推知することができるほか、審理・判断の過程における同事項の取りまとめ方等を端的に読み取ることができる。そして、そこからは、現在又は将来において会計検査院が同種又は類似の事態の検査を行う場合における検査の着眼点、検査手法、検査結果の取りまとめのノウハウ等を推測することも可能となると認められる。

よって、これらの情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記(1)イ(ア) bと同様に、受検庁等において、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの想定問答に関する情報は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

また、これらの想定問答に記載されている本件検査報告掲記事項に関する会計検査院の判断、受検庁の是正方策、対応方針のほか、同事

項における指摘の是非や検査過程における問題点等の情報には、受検庁との間で意見の交換等を行った事項、同院内部における検討内容等が含まれている。これらの情報は、事実関係の把握等が十分でない段階で取りまとめられた国会答弁案の作成の事前準備を行う過程における未成熟な情報であり、会計検査院が国会議員に対して実際に答弁を行う際には、別途、答弁案の内容の検討、決裁手続等を行うことから、その内容については、同院内部の国会答弁案の作成を行う過程において変更されることが想定され、同院内部の決裁手続を経る前段階の暫定的な情報であると認められる。

さらに、諮問庁は、これらの未成熟な情報が公になると、会計検査院が想定している検査報告掲記事項に関する論点に対する検討段階の見解が明らかとなり、同院に対する無用な誤解や憶測を招くおそれがあり、その結果、国会議員から実際に質問が行われた場合、同院内部での想定問答の作成作業において、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるほか、同院における想定問答の作成の事務の遂行に支障を来すおそれがあるなどと主張している。

これらの情報のうち、検査報告掲記事項における指摘の是非や検査過程における問題点等といった想定問答の内容が公になった場合、公表済みの検査報告掲記事項に対し無用な誤解や憶測を招くおそれがあることから、想定問答を作成する検査課等の担当者において、同事項における指摘の是非等について積極的に記載しなくなることによつて、本来幅広く想定問答を記載して迅速かつ的確に答弁案が作成できるようにするための準備資料としての意義を損なう可能性も考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があると考えられる。

したがって、これらの想定問答に関する情報は、情報公開法第5条第5号に規定する国の機関の内部における検討又は協議に関する情報に該当し、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件論点整理資料に記載されている想定問答に関する情報は、情報公開法第5条第5号及び第6号イに該当すると認められるので、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件一部開示決定及び不開示理由は不当かつ違法であり、国有財産の無断譲渡という財産犯罪の解明のために、本件不開示部分は、

情報公開法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示を行うべきであると主張している。

当審査会の行う審査においては、情報公開法第7条の適用に関し、行政機関の長の第一義的判断を十分尊重しつつも、当審査会においてその適否について検討を加え、その結果に基づき、答申することができるものと解される。

そこで、当審査会において本件における公益上の理由による裁量的開示の必要性について検討したところ、前記4(1)から(3)までのとおり、本件不開示部分は、情報公開法第5条第5号及び第6号イに規定する不開示情報に該当するものであり、情報公開法第7条の規定を適用して本件不開示部分を開示することにより、これらの不利益を上回る利益があると判断できる公益上の必要性があるとは認められず、情報公開法第7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の一部を不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 吉 田 広 司

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子